

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ スtockオプションの所得区分で初の裁決

Q : スtockオプションの所得区分を巡り初の裁決があったそうですが、国税不服審判所ではどのような判断が示されたのでしょうか。

A : 一時所得に該当するとした納税者の主張を棄却し、給与所得に該当するとした税務署側の処分を支持しています。

【解説】

米国の親会社から付与されたStockオプションの権利行使時の経済的利益に係る所得区分を巡って争われていた審査請求事件で、昨年12月に東京国税不服審判所が全国で初めてとなる裁決を下しました。

この事件は、外資系法人の社員が、親会社である米国法人のStockオプションを行使して得た経済的利益の所得区分を巡って争われていたもので、国税不服審判所は「請求人と米国親会社との間には、直接的な雇用関係は無いことから、本件利益は給与所得に該当しない」とする請求人の主張を退け、「給与所得は、給与支給者との間の雇用関係に基づく役務の提供に対する対価に限定されるものではない」としたうえで、本件利益は請求人が専ら直接の勤務先である日本法人に勤務することに基づいて得たものであり給与所得に該当するとの判断を示し、請求人の主張を退けました。

